

あいまい 国家日本の由来

国民と国家をめぐる日本人の意識とは

神奈川大学教授 橘川 俊忠

- 1 国家の成立と国民の形成
- 2 歴史的前提
- 3 戦争・敗戦と国民意識
- 4 あいまい国家日本の再出発

「美しい国」を叫んだ安倍晋三は、「どこが美しいのか」と思う国民の直感の前に自滅したが、「失われた国家の復活」への願望は保守勢力を中心に強く、戦前への回帰を憂える声とせめぎあっている。しかし「国民」も「国家」も日本においては未だ明確な定義を欠いている。その歴史の変遷と原理は何かを探る。

1

国家の成立と国民の形成

日本において、近代国家の形成過程は、明治維新から始まったというのが定説である。しかし、この定説は正しいであろうか。近代国家というものを、中央集権体制を本質とする政治体制と考えればその通りといえるかもしれない。たしかに、明治維新によって、幕藩制という封建制に基礎を置く分散・割拠型の多元的政治体制から、天皇の政府の下に権力を集中し単一不可分の主権による一元的政治

体制の構築作業が開始された。そして、その作業は、西欧諸国をモデルとして、様々な制度・法律を必要に応じて導入するという形で遂行された。その意味で、維新以来の憲法体制の成立にいたる一連の改革は、近代的中央集権国家の形成過程と捉えることは間違いないであろう。

しかし、近代国家を国民国家として考えたとき、はたして維新以来の一連の改革は、国民国家を形成したといえるであろうか。国民国家が、西欧において市民革命によつて

成立した近代国家であるとすれば、この問題に対する答えは、単純ではない。もちろんこの問題は、維新をブルジョア革命と捉えるか、絶対主義の形成と捉えるかという日本資本主義論争以来の古い問題とも関連するが、ここではその問題を蒸し返そうというわけではない。ここでは、あくまで国民と国家をめぐる日本人の意識の仕方を問題にするという観点から、維新以来の政治的諸問題を整理することと目的を絞っている。

それはともかく、国民と国家をめぐる日本人の意識を検討するに当たっては、まず、国民国家とは何かについて確認しておくことが必要になる。国民は民族とは異なる概念である。民族は、血、言語、習俗などを共有するか、共有すると観念されている集団に関する概念であり、国民とは一つの国家主権の下に主権を成立させる主体として想定された集団であり、異なる人種、民族に属する人々を包含しても成立する概念である。言い換えれば、民族が国家の存在いかんに関わらず成立しうる概念であるのに対して、国民は国家の存在を前提としてはじめて成立しうる概念である。ところが、定義上明確に区別されるこの二つの概念は、時に無意識に、時に意識的に混同される。日本においては二つの概念は翻訳語であるという性格が強く、さらに原語であるネイションという英語の概念自身が多義的であると

いう事情が重なる。しかし、混同の本当の理由はそれではない。歴史的には、フランス革命とナポレオンの侵略に對抗したドイツ・東欧の諸民族が、一民族に一国家をという形で自己主張を展開し、民族―国民―国家を一体のものとしたことに由来する。外圧を受けながら近代国家を形成しようとする場合、人々を国家形成の過程に動員するためには、人々の精神を捉え、感情に訴える強い力を持つシンボルとして民族概念が有効性を発揮した。そのために、民族概念は、「創造」されることすらあった。文法が作られ、多様な言語の中から一つの民族言語が選び出され、民俗的伝統が語られ、「血の神話」が創作された。その場合、材料は歴史や人々の生活習慣などの中から任意に選び出された。継ぎはぎ細工でしかないものが、民族の文化、民族の伝統として主張された。

日本が、近代国家の建設を開始した状況は、ドイツ・東欧の場合と似たようなものであったが、外圧の強さという点で見れば、より厳しい条件下にあったために、その作業はより急がなければならないかった。また、当時の日本には、擬似的にせよ「国民」としての自意識を作り出す歴史的条件に恵まれていた。長い間の国際的孤立状態の中で、「国」としてのまとまりの意識を作りやすい状況にあった。すなわち、天皇を利用し、「皇国」という近世以来の観念を

系統的に利用することによって、擬似的国民意識を形成することに、世界史的にみても比べるものがないくらいの速さで成功した。しかし、その成功は、しよせん継ぎはぎ組工に過ぎなかつたために、日本の将来に様々な問題を残すことになった。

それはともかく、国家についての問題はどうか。国家とは、第一義的には統治機構、統治のための装置を意味する。ルイ一四世が「朕は国家なり」といったときの国家は、常備軍と官僚制を中核とする統治機構そのものを指していた。市民革命とは、絶対君主の統治のための機構であつた国家を、市民（ブルジョア）の手に奪い取り、市民社会の秩序と安全を維持するための機関に編成替えする過程であつた。そして、市民社会と国家を結合し、国家の正統性を弁証するために社会契約という論理が適用された。その段階では国民とは市民すなわち有産階級としてのブルジョアであり、人口の大部分を占める勤労大衆はそこに含まれているわけではなかつた。国民たる意識が、勤労大衆まで浸透していくためには、市民革命の後さらに相当な時間が必要であつた。市民革命の論理が、人権という普遍的理念を中核とし、その理念の普遍性の故にその主体たる「人および市民」は実態として勤労大衆にまで拡大されなければならなかつたし、徴兵・徴税など国家を維持するた

めの負担は、それを負担するものに国家の運営に対する発言権を保証することなしには、長期的に安定した関係を作ることができなかつたからである。政治学の用語で言えば、「動員」（徴兵・税金など）は必然的に「参加」（参政権の拡大）を促す、ということである。

ここで確認しておかなければならないことは、一口に「近代的国民国家の形成」といわれることが多いが、その過程は、ただ一つの過程ではなく、国家形成と国民意識の浸透という別の論理によつて展開される二つの過程が、相互に関係しあいながら、また、それぞれの前提とする歴史的条件の相違を反映しながら、ある場合には明確に区別される過程として、ある場合には一つに融合しているように見える過程として展開されているということである。その場合、民族概念は、もつとも有効に人々を国家に向けて動員し、国民としての一体感を形成する手段として利用されることになる。

日本における近代国家の形成過程を分析するとき、以上に述べてきたように、国家と国民と民族の三つの概念を明確に区別し、その三者がどのように結びつけられてきたか、あるいは結びつけることに失敗したかを明らかにすることが重要な意味を持つ。そしてその視点は、現在の日本における国家像の問題を論ずる場合にも、後論に示すよう

になお有効な視点なのである。

2

歴史的前提

本論の目的は、現在における日本の国家像をめぐる問題の解明にあるので、以下の歴史的総括は、その解明のための必要な限りでの歴史的記述にとどめる。

さて、日本の近代「国家」の建設が明治維新に始まることは、すでに述べたように自明のこととしてよいであろう。版籍奉還・廃藩置県・地租改正・徴兵制・地方自治制度などに始まる一連の中央集権国家実現のための改革が、内閣制度の導入、大日本帝国憲法の制定、議会開設をもつて一応の完成を迎えたことはいまさらいうまでもないことであろう。士族の反乱や自由民権運動の高揚という激動の時代を経て、天皇を統治権者として国家の頂点に据えた「君主国」としてその体制は出来上がり、まがりなりにも一九四五年までその体制は続くことになった。

「国家」は、そうして完成したとして、では「国民」はどうか。こちらは、少し複雑である。日本は、維新後、近代国家の前提である主権の及ぶ範囲すなわち国境の確定に乗り出した。当時、南と北で確定していない国境問題があった。南は、琉球、北は蝦夷地の問題である。結局、日本は

この南北の両地域を、一方は沖縄県として他方は北海道として併合・領有することになったが、そのことによって日本は、「国民」形成の早い段階から異なる文化的伝統を持つ民族集団を含みこむことになった。「国民」としての一体感の形成も達成されたとはいえない状況において、比較的少数とはいえ異なる民族集団を抱え込むことになったことは、国民意識の形成に小さからぬ影を落とすことになった。国民と民族とを単純に等置し、民族観念を国民意識形成の中核に据えることができなくなつたのである。

それでは、明治の国家は、何をもつて国民意識の形成を図ろうとしたのか。それは、公式には大日本帝国憲法に規定する「臣民」と、教育勅語の忠孝一致からはじまり「国体の本義」によつて国家の正式のイデオロギーにまで高められた家族国家観による「赤子」とであった。「臣民」とは、本来「臣」と「民」とを合成した言葉で、天皇の「臣下」であり、統治の対象となる「民」という意味を包含する概念であった。本来、アジア的専制国家においては、君主に任せ統治機構を構成する「臣」は、君主とともに「官」として統治の主体となる。そして、その「官」が統治する客体が「民」とされる。「官」に含まれるべき「臣」が、また「官」に對置される「民」が、一君万民思想に基づき「君」天皇に對して「臣民」としてあたかも一つ概念に包含さ

れることになったのである。もちろん、「官」と「民」との身分制的区別は解消されたわけではなく、「官」は天皇により近いものとして「民」を統治するという実態上の構造は厳としてのこった。

もう一つの「赤子」とは、普通「せきし」と読まれるが、文字通り「あかご」のことで、天皇を親に、民を子供になぞらえた表現である。この表現の背後には、儒教的仁政思想があり、家父長制の論理がある。君主は民に対して仁慈を垂れる存在であり、民を慈しみ、恵む存在であるとき、民は親を慕うがごとくに君主を慕う。それが理想の君民関係であるとする思想である。統治・被統治という権力関係を含む政治的関係を、親子という家族間の人間関係に擬制するこの論理は、家族国家観として日本の国家像の主要な柱となったのである。

他方、「国民」という言葉も使われなかったわけではない。また、「民族」という概念も問題にされなかったわけではない。しかし、これらの概念は、公式のものではなく、とくに「臣民」や「赤子」という概念との関係を明確に規定した上で使われたわけでもなかった。「臣民」「赤子」「民族」「国民」という四つの概念は、それぞれの概念の中に包含する人々の集団の範囲を明確にすることなく、状況によって適宜使い分けられることによって、国家への統合、忠

誠の確保の機能を担わされていたといつてもよい。すなわち、天皇との権力的政治的関係を示す場合には「臣民」が、情誼的關係を表現する場合には「赤子」が、過去と連続性や伝統を強調する場合には「民族」が、他の国家との対抗関係の中で動員される集団としての被統治集団を指す言葉としては「国民」が、という具合である。そして、その使い分けが、日本が先進地域の「国民国家」と同様な近代的国家であるという錯覚を生じさせる根拠にもなったのである。

それはともかく、もう少し歴史的過程を追ってみよう。国民意識の民衆への浸透という側面からみると、日清・日露の二つの戦争が大きな役割を果たしたことはまちがいない。一般に、対外戦争は、国民意識・民族意識を高揚させるが、日本の場合には、この二つの戦争とくに日露戦争に「勝利」したことが決定的な役割を果たした。西欧列強に追いつくことを目標にし、富国強兵を国家的スローガンとしてきた日本が、日本の独立を脅かしてきた列強の一つに勝利したのである。また、その戦争は、当時の国家の総力を挙げての戦争であり、国民が本格的に動員された戦争であった。したがって、戦後講和条件を不服として起こった暴動事件は、戦勝国意識と動員に対してあまりにも参加が少ないことへの反発という二つの性格を持っていた。いわゆる大正デモクラシーに至る道は、このときに準備された

といつてもいい。また、「国民」の概念も、このころから社会的比重を高めてくる。

しかし、二つの戦争の勝利とそれに続く韓国併合とは、領土の拡大をもたらすと同時に、「国民」概念の再構成の問題を惹起することになった。台湾、朝鮮半島の「領有」は、維新时期とは比較にならない規模で、異なる文化と政治的経験を持つ民族集団を含みこむことになり、その上で「国民」概念を組み立てなければならなくなったのである。日本は、西欧帝国主義諸国の植民地支配の方式をとらず、自国の領土の拡大という形でそれらの地域を包含しようとしたために、その地域に住む住民を、同一主権のもとにある「国民」として位置づけることを必要とした。

その場合、琉球併合以後の対沖縄住民政策が先例となった。北海道のアイヌ民族をはじめとする少数民族に対しては、日本政府は、彼らを「土人」と位置づけ、保護の対象とし、同化が強制されたが、基本的には国家に対して同等に権利と義務を有する「国民」あるいは「帝国臣民」としての待遇を保証しなかった。それに対して、沖縄においては、「皇民化政策」という文化破壊を伴う同化の強制が前提になったが、大日本帝国の一部としての同一制度の適用を受ける方向が目指された。権利の面から見れば、沖縄民権運動の苦闘にもかかわらず、形式的でしかなかったが「本

土」の住民と同じ権利が与えられたのは一九二〇年代に入ってからのことであった。そして、同化政策の根拠として機能することになったのが、為朝伝説であり、日琉同祖論であり、琉球文化に日本文化の源流の一つを見ようとした南島文化論であった。

日本は、日清・日露以後、新たに日本領土に編入した台湾、朝鮮半島等の住民に対しても基本的には同じ性格の政策をもって臨もうとした。被保護対象として扱うか、同化強制によつて「皇民」化し、「帝国臣民」の列に加える方向を目指すか、である。そして、その場合にも同祖論や同文同種論が唱えられ、「民族」概念のレベルでの一体性を強調する議論が利用された。

しかし、こうした「民族」概念レベルでの同一性を主張する議論は、「民族」概念、「国民」概念に関して極めてやっかいな問題を引き起こさずにはいかなかった。明らかに異なる文化・言語・宗教・習慣等をもつ「民族集団」を、遠い過去にさかのぼつて同一の祖先に発するといつても、現に存在する差異を消すことはできない。したがつて、「帝国臣民」への道は、同化の強制とならざるをえないが、それは強烈な反発を呼び起こし、多くの悲惨を生み出す。そうした結果、一応「帝国臣民」としての待遇が制度的には実現したとしても、もともとの「日本国民」であった者と、

新たにその列に加えられた者との間の社会的差別は厳然として存在し、日本の天皇と「国民」との紐帯（情誼）に基づくものであれ、忠君思想に基づくものであれ、その特殊な関係が「国体」と呼ばれた）が強調されればされるほど、この差別は拡大再生産されることになった。

こうした内部に重大な亀裂を含んで天皇を頂点とした国家への忠誠、義務の履行を求める政策は、必然的に強権的性格を強めていくことになった。しかし、問題はそれにとどまらない。「国民」「臣民」「赤子」「民族」という概念の境界をあいまいにし、状況に応じてそれらの概念を組み合わせ、重ね合わせるというやりかたは、結局「国家」と「国民」に関する認識を混濁させ、明確な国家像を描くことを困難にし、国家としての進むべき方向を見失わせることになったのである。

3 戦争・敗戦と国民意識

日本が、アジア・太平洋戦争に突入していった当時の国民意識は、前節まで概略を述べたような状況であったが、戦争に突入するところから少し状況は変化してきた。満州事変以後、満州国という傀儡国家を作ったが、その理念は五族協和であった。この五族とは、日本、漢、朝鮮、満州、蒙

古の五つの民族であった。日本は、挑発に始まる軍事行動によって占領した地域を直接領土に編入するのではなく、傀儡国家を設立するという道を選んだ。当時の国際関係を日本なりに考慮した結果であったが、そうすることによって直接の領土拡大ではない勢力圏の拡大のための方式が作り出された。傀儡国家、傀儡政権を作り、そうした従属国家群を率いる帝国日本という図式である。ここでは、「帝国」の領土内で行われている「民族政策」と異なる「民族政策」が実施されることになった。「帝国」領土内では、民族としての独自性を否定し、同化の強制すなわち「皇民化政策」が実施され、傀儡国家の中では、同じ民族が独自の民族としての存在を許されるという矛盾した事態が生れたのである。満州国の場合、五族協和が中国国民党の五族共和を取り込んだにすぎず、実態は「日本帝国臣民」の圧倒的優位が保証されていたとしても、同化の対象であるべき朝鮮民族は、独立した協和すべき民族として位置づけられていたのである。

傀儡国家満州国を作り上げた論理は、日中戦争が拡大・泥沼化していく中で、東亜協同体の論理を生み出し、太平洋での戦争が開始されるや大東亜共栄圏の論理へと展開していった。政治と戦争の論理が優先され、政策の一貫性などは意識の片隅にもものぼらなかつたように思われる

が、「民族」や「国民」「国家」について明確な概念を持たず、状況に合わせて切り貼り細工に終始してきた「大日本帝國」の対外政策も状況にしたがったその場しのぎのものでしかなかったのである。

その場しのぎは対外政策だけではなかった。戦争政策も内部の意志統一を欠き、陸軍・海軍・本国・出先・宮中・府中、それぞれが勝手な思惑で動き、丸山真男が「多頭一身の怪物」と評したような状態では、その場しのぎの作戦が展開されるほかなく、敗北への道はいずれ決定的になる運命にあった。実際、一九四四年には敗北は誰の目にも明らかになり、東条内閣は総辞職に追い込まれ、代わって小磯内閣が成立した。小磯内閣は外に向かつては戦争継続の意志を明らかにしていたが、戦争の目的には明らかかな修正を加えた。「本土決戦」を呼号するかたわら、戦争の目的は「国体護持」にあるとしたのである。「大東亜共栄圏」「八紘一宇」の壮大な夢は、「国体護持」すなわち天皇制の維持に切り縮められ、本土のみが防衛の対象となり、それ以外の地域、人々は切り捨てられていくことになった。その結果、本土防衛の捨石とされた沖繩は最も悲惨な戦場となり、沖繩の住民は、「帝国臣民」としての権利・義務を認められた二十数年の後に再び本土から「異域」としての扱いを受けることになってしまったのである。

こうした戦争目的の変更は、戦争の終わり方を規定したばかりではなく、「国家」と「国民」のあり方についても重大な変更をもたらした。ポツダム宣言を受諾し、戦争の終結を表明した一九四五年八月一日に決定され、一日正午から天皇自らの声で発表された詔書いわゆる「終戦の詔書」が、その重大な変更が何であったかを明確に示している。詔書は、戦局の不利、原爆の使用などを挙げ、戦争の継続が「民族」の滅亡のみならず、人類文明の破壊にまで及ぶこと、そしてそのような事態を避けるために戦争終結のやむをえないことを述べ、にもかかわらず「国体護持」の目的は達せられた（実際には、連合国から、天皇制を存続させる保証は与えられていなかったが）とし、目的が達せられた以上、ポツダム宣言を受諾し、戦争を止める、どんな苦難が待ち構えようともこの天皇の決定に従え、と呼びかけた。その場合、天皇が呼びかける対象は、「臣民」であり、「赤子」であり、「我民族」であった。

問題は、この詔書のいう「臣民」「赤子」「民族」が一体どの範囲の人々をさしているかにある。前述したように戦争開始当時、それらの概念は、帝国の領土内に居住するすべての人々を包含しているはずであった。しかし、詔書が呼びかけているのは、本土決戦に参加しうる人々であり、戦後も苦難をともにする人々であった。ポツダム宣言によつ

て日本の領土は北海道・本州・四国・九州とその付属諸島に限られ、そこに居住する者のみが戦後の苦難とともにすることになるしかなかった。そもそも「国体護持」に重大な価値を認めるものは、古代以来の長い「伝統」を自覚しているはずの「日本民族」以外にいようはずもない。それ以外の人々には、なんらの考慮も払われていないのである。そしてその人々は、切り捨てられた。実際、戦後、日本は政府も「国民」も、朝鮮半島や台湾の人々、またそれらの地域出身者の運命についてほとんど関心を払ってこなかった。また、ブラジルのような「外国」に移住した日本移民の運命にも想像を及ぼそうとしてこなかった。

ようするに、大日本帝国としての「国家」と「国民」は、「国体」の一語に切り縮められ、「国体」という定義不明瞭な、呪術的言葉のなかで「あいまいな」まま漂うことになったのである。しかし、皮肉な事に、こうした戦争と敗戦の経験が、国民意識の「純化」とでもいうべき現象を引き起こしたのである。

4

あいまい国家日本の再出発

戦後、日本は、連合国の占領下で、非軍事化と民主化の課題を背負わされる形で再出発した。その民主化の過程

で、日本国家の居住者の呼び方は「国民」に統一されていった。憲法改正作業の中で、日本側が準備した草案を検討すると、高野岩三郎を中心とする憲法草案を例外として、近衛文麿らの草案、政府の憲法問題調査委員会の諸草案、あるいは自由党や進歩党などの草案においても当然のように「臣民」の語が用いられていた。国家の発した宣言の中で、いち早く「国民」の語を使用したのは、皮肉なことになり一九四六年正月に発せられた「天皇の人間宣言」といわれる詔書においてであった。その中で、天皇は、自分と「国民」との紐帯は架空の神話に基づくものではないと宣言したに過ぎないが、そこには「臣民」も「赤子」も登場していない。天皇制の方が、はるかに敏感に戦後の事態に対応しようとしていた。

日本側の憲法草案の内容が旧態依然たることに飽き足らないGHQは、自ら憲法草案の作成に乗り出し、日本政府がその草案を基本的に受け入れ、政府案を作成し、帝国議会での審議を経る過程で、あつという間に「臣民」や「赤子」の語は姿を消し、「国民」の語のみが使用されるようになった。また、大日本帝国の国号もほとんど問題にされることなく捨てられ、日本国という国号が定着することになった。

ところで、この日本国という国号は、国号の中に「国家」

の編成原理を示す言葉が無いという点で、世界の国号からみればかなり少数派に属する国号である。これは、天皇が「象徴」であつて「君主」でも「国王」でもましてや「皇帝」でもない、という憲法学会の多数意見に代表される見解とも関係するが、日本は、もちろん帝国ではないとして、では共和国なのか王国あるいは君主国なのかと問われたとき、明確な解答はえられない、ということなのである。あまりまい国家日本を象徴する国号というべきかもしれない。

それはともかく、戦後、「国民」の語が、一つの国家に居住する者をさす言葉としてほとんど独占的な位置を占めるにいたつたのは、戦前・戦中にも「臣民」や「民族」「赤子」の言葉が強調され、そこに強権的支配のにおいが強烈に漂つていたために、それらの言葉が忌避されたことと一つの原因がある。しかし、もう一つの要因は、帝国時代に包含することになつた、異なる文化を持つ民族集団が、敗戦の過程で切り捨てられ、一つの民族集団として「純化」されたかのように思われたことが大きく作用している。また、民主化の過程で、「国民」の概念は、西欧近代国家の基礎的概念と同一のものとされ、政治制度としての民主主義にふさわしい概念と観念されたとも考えられる。

しかし、さらに重要なことは、戦争と戦後の経験が、「国民」としての一体性を自覚させる上で、決定的な役割を果

たしたということである。政府によつて戦争に動員され、多大の犠牲を払わされ、戦後の苦しい生活に耐えるという共通の「被害」体験が、「被害者の共同体」とでもいふべき一体性の意識を作り出した。その体験は、階層差を越えて共有され、華族という特権階級も消滅したために、「国民」概念は、最上層から最底辺の民衆まで包含する概念として浸透することになつた。そこに「純化」された民族集団としての同質性の意識が重なる。明治維新以来、はじめてといつてよいほど、強固な国民意識が誕生したのである。戦後、急速に普及し、あたかも常識であるかのように主張された日本単一民族説は、そうした国民意識の反映であると同時に、その国民意識をさらに強化する機能を担つた。

しかし、こうして圧倒的優位に立つた「国民」概念は、必ずしも主体的に選び取られたものではなかつたために、多くの問題を含んでいた。なによりも、「民族」というより自然的属性に近い概念との親和性が強いことと、逃れられない体験を共有する者という限界があることによつて、その集団に属さない人々には、極めて排他的な性格を露にした。日本に在住する日本国民に属さない少数集団が、厳しい差別に苦しめられるという状況は依然として続いている。国民意識の強固さに比して、戦後「国家」はその脆弱性が目立つた。占領中はともかく、独立回復後も、アメリカ

合州国への従属から脱することはできなかった。日米安全保障条約が、日本を従属させる顔木としての役割を果たした。東西冷戦の厳しい状況の下では、米国への従属は、戦敗国という意識も加わって、仕方ないものと受け止められていた。当時、「民族」の概念は、むしろ左翼のものであり、反米愛国のスローガンの下に、民族の独立は日本共産党の旗印ですらあった。右翼は、反共を主張する限り親米たらざるをえず、民族の主張を後景に退けざるをえないというジレンマに陥っていた。

この状態は、日本が高度成長を遂げ、経済大国として国際社会において相対的な比重を高め、社会主義圏が分裂し、その力を弱めるにしたがって大きく変わってきた。また、戦争の記憶が薄れ、直接の体験者が社会の前面から退場するに伴って、「民族」の論理が保守・右翼勢力の間で次第に復活してきたことも、「国家」と「国民」をめぐる状況に変化をもたらした。ベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦が終結すると、「失われた国家の復活」を求める声が一層高まることになったのである。しかし、弱まっているとはいえず、依然、戦前への回帰を憂える声はあり、戦前型の国家では、現在の国際社会の中で存在意義を示すことはできないことは明白であり、その単純な復活はありえないとすれば、どのような国家像が求められるのか、今のところその

答えは保守の側とはいえども明確ではない。

内容はともあれ、だれもが「国民」であることを疑わなくなっている戦後の状況が続き、その「国民」が「国家」を取り戻そうという動きに同調する可能性は高まっている。しかし、「国民」も「国家」も、日本においては未だに明確な定義を欠いている。「国民」の概念は、「民族」の概念と癒着したままであり、「国家」の概念は、共同体に比せられられる。「国民」は、共同の統治機構を形成し、その根拠付けをする主体となる存在であり、日本という地域に居住し、そこで権利と義務の主体となる意志のある者すべてによって構成される集団の概念である。したがって、「国民」の概念は、原理的には「民族」とは異なる位相にあり、異なる複数の「民族」を含んで成立する概念である。その「国民」が、不断に作り出し、作り直す結果として出来上がるのが「国家」である。市民革命において、思想として確立されたその原理を再確認し、現在の条件の下でその原理の実現を目指すこと、これなくしては、日本はいまいな国家のままに止まらざるをえないのである。

きつかわ・としたた

一九四五年八月北京生まれ。東京大学法学部卒。神奈川大学法学部教授。「近代批判の思想」(論創社)、「芦東山日記」(平凡社)、「歴史解読の視座」(共著、御茶ノ水書房)、「柳田国男における国家の問題」(「神奈川法学」)、「戦後は終わらせない」(本誌復刊第一号)他。